

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道税条例の一部を改正する条例……………	(税務課)	1
○特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	(税務課)	2
○北海道循環型社会形成の推進に関する条例の一部を改正する条例……………	(循環型社会推進課)	4
○北海道立看護学院条例の一部を改正する条例……………	(医療薬務課)	4
○北海道地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………	(医療薬務課)	4
○北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例……………	(経済部総務課)	4
○北海道立高等技術専門学院条例の一部を改正する条例……………	(人材育成課)	6
○北海道立農業大学校条例の一部を改正する条例……………	(農業経営課)	6
○北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例……………	(水産経営課)	7
○北海道立学校条例の一部を改正する条例……………	(教育庁高校教育課)	7
○北海道警察組織条例の一部を改正する条例……………	(警察本部警務課)	7

条 例

北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 7 月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第33号

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第43条の 5 中「10日」の次に「(法人がその設立の日から 2 月以内に事業を開始した場合における当該事業の開始の届出にあっては、当該設立の日から 2 月)」

を加える。

附則第12条の 4 の次に次の 2 条を加える。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例）

第12条の 5 道民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。次条において「震災特例法」という。）第13条第 1 項の規定の適用を受けた場合における附則第 5 条の 4 及び附則第 5 条の 4 の 2 の規定の適用については、附則第 5 条の 4 第 1 項中「租税特別措置法第41条又は第41条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の 2 の 2」と、同項第 1 号中「租税特別措置法第41条第 2 項若しくは第41条の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第 2 項若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第41条の 2」と、同項第 3 号中「租税特別措置法第41条、第41条の 2 の 2、」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条、同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の 2 の 2 若しくは租税特別措置法」と、附則第 5 条の 4 の 2 第 1 項中「租税特別措置法第41条又は第41条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の 2 の 2」と、同項第 1 号中「租税特別措置法第41条第 2 項若しくは第 5 項若しくは第41条の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第 2 項若しくは第 5 項若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第41条の 2」と、同項第 2 号中「租税特別措置法第41条、第41条の 2 の 2、」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第 1

項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条、同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2若しくは租税特別措置法」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

（揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止）

第12条の6 附則第8条の2の9の規定は、震災特例法第44条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第12条の4の次に2条を加える改正規定（附則第12条の5に係る部分に限る。）は、平成24年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北海道税条例第43条の5の規定は、この条例の施行の日以後に設立する法人について適用し、同日前に設立した法人については、なお従前の例による。

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第34号

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（昭和60年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 振興拠点重点整備地区における不均一課税（第23条・第24条）」
「第6章 振興拠点重点整備地区における不均一課税（第23条・第24条）」
を
第7章 原子力発電施設等立地地域における不均一課税（第25条―第28条）」
に改める。

第1条中「第3条第1項」を「第3条」に改める。

第2条に次の1号を加える。

(6) 原子力発電施設等立地地域 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成12年法律第148号。以下「原発等立地地域振興法」という。）

第3条第1項の規定により指定された地域をいう。

第3条の見出し中「対象等」を「対象者」に改め、同条第1項中「知事が指定したもの」を「規則で定めるもの（以下「特定事業者」という。）」に改め、同条第2項を削る。

第4条中「前条第1項の規定により指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）が、」を削り、「とき」を「者」に改める。

第5条の見出し中「指定及び」を削り、同条中「指定事業者又は」及び「指定又は」を削り、第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「受け、又は受けようとした」を「受けた」に改め、同号を同条第2号とする。

第7条中「指定事業者」を「特定事業者」に、「に満つる日までの間の」を「以内に終了する」に改める。

第8条から第10条までの規定中「指定事業者」を「特定事業者」に改める。

第12条中「指定事業者」を「特定事業者」に、「に満つる日までの間の」を「以内に終了する」に改める。

第13条から第15条までの規定、第17条及び第18条中「指定事業者」を「特定事業者」に改める。

第19条中「指定事業者」を「特定事業者」に、「に満つる日までの間の」を「以内に終了する」に、「第43条の2の」を「第43条の2第1項第1号の」に改め、「かわらず」の次に「、これらの規定に規定する税率に」を加え、「区分に」を「年度の区分に」に改め、「、当該中欄に掲げる年度ごとに、」を削り、「率と」を「割合を乗じた税率と」に改め、同条の表を次のように改める。

不均一課税をすべき年度	割合
第1年度	2分の1
第2年度	4分の3
第3年度	8分の7

第20条中「指定事業者」を「特定事業者」に、「100分の0.4」を「同条に規定する税率の10分の1」に改める。

第21条中「指定事業者」を「特定事業者」に改め、「かわらず」の次に「、同

条に規定する税率に」を加え、「応じ、」を「応じ」に、「率と」を「割合を乗じた税率と」に改め、同条の表中「税率」を「割合」に、「100分の0.14」を「10分の1」に、「100分の0.35」を「4分の1」に、「100分の0.7」を「2分の1」に改める。

第23条中「指定事業者」を「特定事業者」に、「100分の0.4」を「同条に規定する税率の10分の1」に改める。

第24条中「指定事業者」を「特定事業者」に改め、「かかわらず」の次に「、同条に規定する税率に」を加え、「率と」を「割合を乗じた税率と」に改め、同条の表中「税率」を「割合」に、「100分の0.14」を「10分の1」に、「100分の0.35」を「4分の1」に、「100分の0.7」を「2分の1」に改める。

本則に次の1章を加える。

第7章 原子力発電施設等立地地域における不均一課税

（事業税の不均一課税）

第25条 原子力発電施設等立地地域の区域内において、製造の事業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の用に供する設備で規則で定めるものを新設し、又は増設した特定事業者については、当該設備を事業の用に供した日の属する年以後3年の各年又は当該日の属する事業年度の初日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額（道において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成13年総務省令第54号）第2条の定めるところにより計算した額に対して課する法人の事業税の所得割の税率又は個人の事業税の税率は、北海道税条例第39条又は第43条の2第1項第1号の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ当該右欄に定める割合を乗じた税率とする。

不均一課税をすべき年度	割合
第1年度	2分の1
第2年度	4分の3
第3年度	8分の7

（不動産取得税の不均一課税）

第26条 原子力発電施設等立地地域の区域内において、製造の事業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の用に供する設備を新設し、又は増設した特定事業者については、その事業に係る家屋であって規則で定めるもの及びその敷地である土地の取得（原発等立地地域振興法第3条第3項の規定による公示の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、北海道税条例第44条の規定にかかわらず、同条に規定する税率の10分の1とする。

（道固定資産税の不均一課税）

第27条 原子力発電施設等立地地域の区域内において、製造の事業、道路貨物運送業、こん包業又は卸売業の用に供する設備を新設し、又は増設した特定事業者については、その事業に係る償却資産であって規則で定めるもの（原発等立地地域振興法第3条第3項の規定による公示の日以後において取得したものに限る。）に対して課する道固定資産税（当該償却資産を取得し、又は製作した日以後最初に到来する道固定資産税の賦課期日の属する年以後3年の間に課すべきものに限る。）の税率は、北海道税条例第89条の4の規定にかかわらず、同条に規定する税率に、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ当該右欄に定める割合を乗じた税率とする。

不均一課税をすべき年度	割合
第1年度	10分の1
第2年度	4分の1
第3年度	2分の1

（不均一課税の期限）

第28条 この章の規定による不均一課税は、平成33年3月31日までに限って行うものとする。

附則第2項及び第3項を次のように改める。

2 北海道税条例附則第13条に規定する法人の事業税についての第19条及び第25条の規定の適用については、これらの規定中「又は第43条の2第1項第1号」とあるのは「及び同条例附則第13条の規定により読み替えて適用される同条例

第39条」と、「これらの規定」とあるのは「同条例附則第13条の規定により読み替えて適用される同条例第39条」とする。

- 3 第20条、第23条又は第26条に規定する家屋の敷地である土地の取得で、その取得が北海道税条例附則第7条の3第1項に規定する期間に行われた場合における第20条、第23条及び第26条の規定の適用については、これらの規定中「第44条」とあるのは「第44条及び附則第7条の3第1項」と、「同条」とあるのは「同項」とする。

附則第4項から第11項までを削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の特定地域等における道税の課税の特則に関する条例附則第3項の規定は、平成23年4月1日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。この場合において、同日からこの条例の施行の日の前日までの間における同項の規定の適用については、同項中「、第23条又は第26条」とあるのは「又は第23条」と、「、第23条及び第26条」とあるのは「及び第23条」と、「同条」とあるのは「100分の0.4」と、「同項」とあるのは「100分の0.3」とする。

北海道循環型社会形成の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第35号

北海道循環型社会形成の推進に関する条例の一部を改正する条例

北海道循環型社会形成の推進に関する条例（平成20年北海道条例第90号）の一部を次のように改正する。

第18条中「第12条第3項」を「第12条第5項」に、「第12条の2第3項」を「第12条の2第5項」に改める。

第24条第1項中「第12条第3項」を「第12条第5項」に、「同条第3項」を「同条第5項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道立看護学院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第36号

北海道立看護学院条例の一部を改正する条例

北海道立看護学院条例（昭和45年北海道条例第64号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項を削る。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（入学検定料等の減免）

第5条 知事は、特別の理由があると認めるときは、入学検定料、入学科、授業料又は寄宿舎使用料を減免することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道立看護学院条例の規定は、平成23年3月11日から適用する。

北海道地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第37号

北海道地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例

北海道地域医療再生臨時特例基金条例（平成22年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「取組等」の次に「並びに第三次医療圏（同項第11号に規定する区域をいう。）の広域的な医療の提供体制の整備及び拡充」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 7 月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第38号

北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例

北海道経済部手数料条例（平成12年北海道条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

99 北海道アウトドア活動振興条例（平成13年北海道条例第55号）第2条第2号に規定するアウトドアガイドの専門的な知識及び技術を有する旨の認定又は認定の更新の申請に対する審査	アウトドアガイド認定等申請手数料	1,610円	認定又は認定更新申請のとき
100 北海道アウトドア活動振興条例第2条第2号に規定するアウトドアガイドの専門的な知識及び技術を有する旨の認定証の書換え交付	アウトドアガイド認定証書換え交付手数料	850円	書換え交付申請のとき
101 北海道アウトドア活動振興条例第2条第2号に規定するアウトドアガイドの専門的な知識及び技術を有する旨の認定証の再交付	アウトドアガイド認定証再交付手数料	850円	再交付申請のとき
102 北海道アウトドア活動振興条例第2条第2号に規定するアウトドアガイド認定者身分証明書書換	アウトドアガイド認定者身分証明書書換	770円	書換え交付申請のとき

イドの専門的な知識及び技術を有する旨の認定を受けた者に対する身分証明書の書換え交付	え交付手数料		
103 北海道アウトドア活動振興条例第2条第2号に規定するアウトドアガイドの専門的な知識及び技術を有する旨の認定を受けた者に対する身分証明書の再交付	アウトドアガイド認定者身分証明書再交付手数料	770円	再交付申請のとき
104 北海道アウトドア活動振興条例第2条第2号に規定するアウトドアガイドの基礎的な知識を有する旨の認定又は認定の更新の申請に対する審査	アウトドアガイド基礎認定等申請手数料	1,080円	認定又は認定更新申請のとき
105 北海道アウトドア活動振興条例第2条第2号に規定するアウトドアガイドの基礎的な知識を有する旨の認定証の書換え交付	アウトドアガイド基礎認定証書換え交付手数料	850円	書換え交付申請のとき
106 北海道アウトドア活動振興条例第2条第2号に規定するアウトドアガイドの基礎的な知識を有する旨の認定証の再交付	アウトドアガイド基礎認定証再交付手数料	850円	再交付申請のとき
107 北海道アウトドア活動振興条例第2条第1号	アウトドア講習修了認定申	830円	認定申請のとき

に規定するアウトドア活動に係る基礎的な知識についての講習を修了した旨の認定の申請に対する審査	請手数料		
108 北海道アウトドア活動振興条例第2条第1号に規定するアウトドア活動に係る基礎的な知識についての講習の修了認定証の書換え交付	アウトドア講習修了認定証書換え交付手数料	750円	書換え交付申請のとき
109 北海道アウトドア活動振興条例第2条第1号に規定するアウトドア活動に係る基礎的な知識についての講習の修了認定証の再交付	アウトドア講習修了認定証再交付手数料	750円	再交付申請のとき
110 北海道アウトドア活動振興条例第2条第3号に規定するアウトドア事業者が優良な事業者であることについての認定又は認定の更新の申請に対する審査	アウトドア優良事業者認定等申請手数料	1,230円	認定又は認定更新申請のとき
111 北海道アウトドア活動振興条例第2条第3号に規定するアウトドア事業者が優良な事業者であることについての認定証の書換え交付	アウトドア優良事業者認定証書換え交付手数料	850円	書換え交付申請のとき

112 北海道アウトドア活動振興条例第2条第3号に規定するアウトドア事業者が優良な事業者であることについての認定証の再交付	アウトドア優良事業者認定証再交付手数料	850円	再交付申請のとき
---	---------------------	------	----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道立高等技術専門学院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第39号

北海道立高等技術専門学院条例の一部を改正する条例

北海道立高等技術専門学院条例（昭和44年北海道条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(入学検定料等の減免)」に改め、同条中「授業料」を「入学検定料、入学科又は授業料」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道立高等技術専門学院条例第5条の規定は、平成23年3月11日から適用する。

北海道立農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第40号

北海道立農業大学校条例の一部を改正する条例

北海道立農業大学校条例（昭和48年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(入校検定料等の減免)

第8条 知事は、特別の理由があると認めるときは、入校検定料、入校料、授業料、研修受講料又は宿泊施設使用料を減免することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 7 月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第41号

北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例

北海道立漁業研修所条例（平成 8 年北海道条例第40号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を削り、第 7 条を第 6 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(研修受講料等の減免)

第7条 知事は、特別の理由があると認めるときは、研修受講料又は宿泊施設使用料を減免することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 7 月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第42号

北海道立学校条例の一部を改正する条例

北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「寄宿舍使用料」を「入学検定料、入学料、進級料、寄宿舍使用料」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道立学校条例

第 7 条の規定は、平成23年 3 月11日から適用する。

北海道警察組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 7 月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第43号

北海道警察組織条例の一部を改正する条例

北海道警察組織条例（昭和29年北海道条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 旭川方面旭川東警察署の項中「宮下通と宮前通西との境界線」を「新成橋通」に、「から宮前通東と宮前通西との境界線」を「から南 6 条通」に、「宮前通東と宮前通西との境界線」を「、南 6 条通（新成橋通との交点から大雪通との交点までの間の部分に限る。）、大雪通（南 6 条通との交点から忠別川との交点までの間の部分に限る。）」に、「（宮前通東と宮前通西との境界線」を「（大雪通」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。